

第14 食品衛生等の推進 [環境衛生課食品衛生チーム]

1 食品衛生

(1) 許可を要する食品関係営業施設

食品営業施設のうち、主要業種（飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業及び食肉販売業）の状況は表1及び図1のとおり。

飲食店営業施設及びその他の業種の施設数については減少傾向である。これは東日本大震災と原子力災害の影響によるものであり、営業行為が制限された地域が多いこと、またライフラインの確保が十分できないこと等により許可期限満了に伴う許可更新をできない施設が増加しているためである。

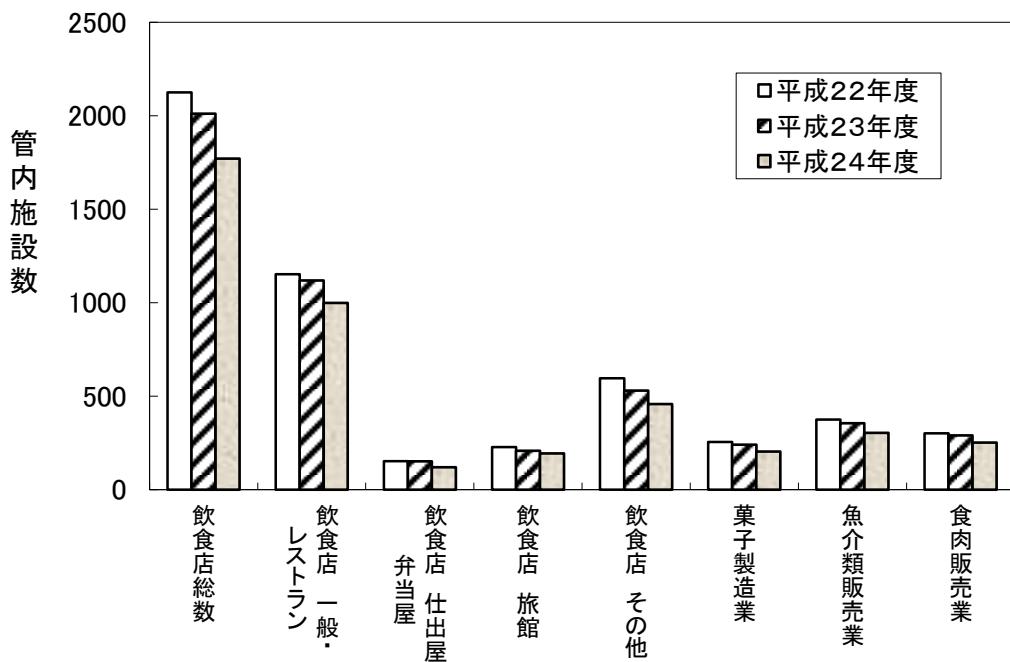
（表1、図1）

表1 許可を要する食品関係営業施設

（平成24年度）

	施設数 (24年度末)	許可件数		廃業件数	監視件数	備考 (違反・処分等)
		新規	継続			
飲食店営業	1,771	120	122	360	476	
一般食堂・レストラン等	999	73	69	194	273	
仕出し屋・弁当屋	120	10	8	42	58	
旅館	194	14	14	28	52	
その他	458	23	31	96	93	
菓子製造業	204	7	12	43	66	1
乳処理業	1				7	
乳製品製造業	1				7	
集乳業	1					
魚介類販売業	304	22	21	73	113	
魚介類せり売り営業	6			0	12	
魚肉ねり製品製造業	1			1	0	
食品の冷凍又は冷蔵業	5				1	
かん詰又はびん詰食品製造業	9					
喫茶店営業	301	12	35	89	80	
あん類製造業	3		2		6	
アイスクリーム類製造業	19		1	5	10	
乳類販売業	505	21	19	119	90	1
食肉処理業	14	1	2		7	
食肉販売業	252	15	16	54	95	
食肉製品製造業	4		1		19	
乳酸菌飲料製造業	1				3	
食用油脂製造業	0			2		
みそ製造業	30	1	2	7	3	
醤油製造業	4			1		
ソース類製造業	2					
酒類製造業	3			2		
豆腐製造業	28		2	5	16	
納豆製造業	1			1		
めん類製造業	15	1	1	4	5	
そうざい製造業	90	1	8	26	24	
添加物製造業	6					
清涼飲料水製造業	3			1	1	
冰雪製造業	2				4	
冰雪販売業	9		1	3	8	
合計	3,595	201	245	796	1,053	2

図1 食品営業施設状況



(2) 許可を要しない食品関係営業施設

許可を要しない食品関係営業施設のうち集団給食施設は、ひとたび食中毒が発生すれば大規模食中毒につながることから、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき監視指導を強化している。

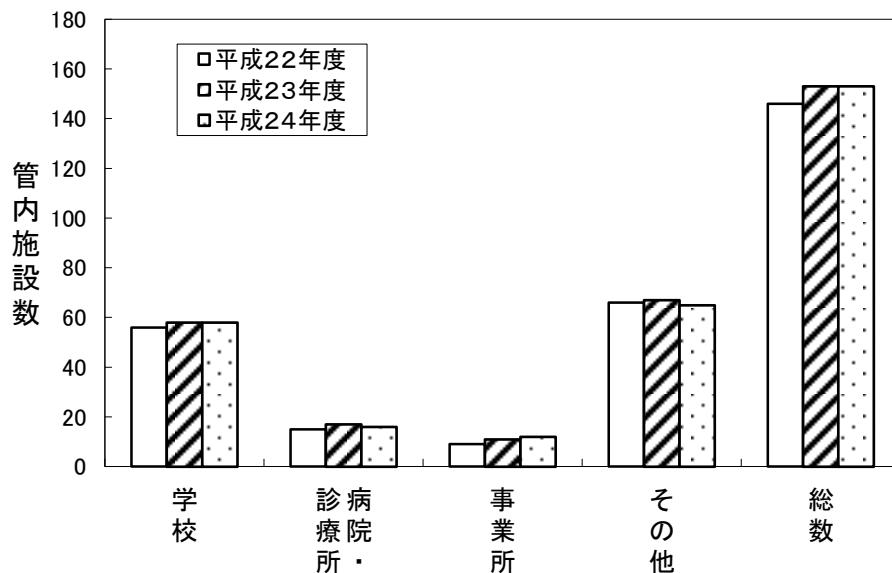
なお、平成24年度の集団給食施設数は横ばいである。(表2、図2)

表2 許可を要しない食品関係営業施設

(平成24年度)

	施設数 (23年度末)	調査監視指 導件数	備考 (違反、処分等)
集 団 給 食 施 設	151	89	
学 校	58	51	
病 院 ・ 診 療 所	16	14	
事 業 所	12	6	
そ の 他	65	18	
乳 さ く 取 業	110		
食 品 製 造 業	86	57	
漬 物 製 造 業	46	46	
野 菜 類(除漬物)加 工 業	2		
魚 介 類 加 工 業	10	5	
こ ん に や く 製 造 業	4	3	
そ の 他	24	3	
野 菜 果 物 販 売 業	225	127	
そ う ざ い 販 売 業	120	112	
菓 子(パンを含む)販 売 業	595	118	
食 品 販 売 業(上記以外)	686	131	
添 加 物 の 販 売 業	37	49	
器 具・容 器 包 装・お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業	109	53	
合 計	2,119	736	0

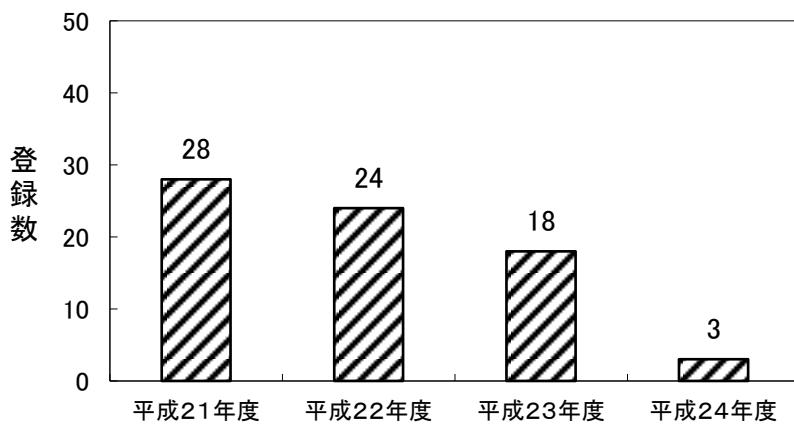
図2 集団給食施設状況



(3) 魚介類行商登録状況

水産物の流通構造の変化や登録者の高齢化による廃業等により、登録者数は減少傾向にあったが、原子力災害等の影響により23年度以降は激減している。(図3)

図3 魚介類行商登録状況



(4) 食品の収去検査状況

食品の収去検査は管内の製造施設を中心に行っており、特に生食用魚介類、魚介類加工品、菓子類、野菜類・果物及びその加工品等について、細菌、食品添加物及び残留農薬の項目を中心に実施してきた。

しかし、原子力災害があったことから、平成24年度はさらに放射性物質を検査項目に加え、「食品の安全・安心」の確保に努めた。(表3)

表3 食品収去検査状況

		魚介類	冷凍食品	魚介類加工品（缶詰・瓶詰を除く）	肉卵類及びその加工品（缶詰・瓶詰を除く）	牛乳	乳製品	乳類加工品	アイスクリーム類・氷菓	詰類及びその加工品（缶詰・瓶詰を除く）	野菜・果物及びその加工品（缶詰・瓶詰を除く）	菓子類	清涼飲料水	酒精飲料	水	かん詰・びん詰	器具及び容器包装	合計
平成22年度	検体数	25		52	25	13	4		9	27	150	35	8			3		351
	不良検体								2									2
平成23年度	検体数																	0
	不良検体																	0
平成24年度	検体数	7		5	60	7	4		6	56	147	20	2			34		348
	不良検体																	0

(5) 食品衛生知識等の普及啓発

食品関係営業者などに対する衛生教育、住民への衛生知識の提供のため衛生講習会を実施し、食品に起因する衛生上の危害発生の防止と食品衛生の向上を図った。

また、「食品衛生月間」には食品衛生協会及び調理師会等の協力を得ながら食品衛生講習会等をとおして、消費者に対する食品衛生知識の普及啓発を図った。(表4)

表4 衛生教育の実施状況

	営業者		集団給食		消費者		食品衛生責任者養成講習会		小学生及び学校関係者		その他		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
平成22年度	56	2,086	11	828	3	46	6	217	10	472	12	220	98	3,869
平成23年度	15	523	4	122	1	40	2	27	0	0	0	0	22	712
平成24年度	14	510	7	271	5	132	3	95	0	0	1	26	30	1,034

(6) 食中毒の発生状況

食中毒の発生状況は、平成20年度1件(患者数1名)、平成21年度0件、平成22年度2件(患者数47名)、平成23年度及び24年度は0件であった。(表5)

表5 食中毒の発生状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
発生件数(件)	1	0	2	0	0
患者数(人)	1	0	47	0	0

2 動物愛護管理対策

狂犬病の発生防止を目的とした「狂犬病予防法」、犬による危害の防止を目的とした「犬による危害の防止に関する条例」に基づき「犬の適正管理指導」、「咬傷事故に対する措置」、「放置犬などの捕獲」を行っている。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき「飼い犬等のしつけ方教室」、「不用犬・ねこの引取」、「犬・ねこの譲渡事業」、「小学校への獣医師派遣事業」等を行っている。

これらの事業を総合的に推進し、人と動物が共に快適に暮らせる生活環境の確保を図るとともに、動物の適正管理と動物愛護思想の普及啓発を行った。

(1) 動物等の適正飼養管理事業

ア 犬の登録、狂犬病予防注射実施状況

犬の実登録頭数については、死亡届や変更届（犬の所在地、所有者）の増加に伴い減少している。また、狂犬病予防注射実施頭数については前年度より増加しているものの実施率で約52%と低い値であった。これは震災の影響と考えられた。狂犬病発生を未然に防止するためには、さらに未登録犬の解消、注射実施率の向上を図る必要がある。（表6）

表6 登録・狂犬病予防注射実施頭数

（平成24年度）

市町村	実登録数	予防注射頭数
相馬市	2,817	1,806
南相馬市	4,369	2,996
広野町	429	236
檜葉町	388	68
富岡町	646	391
川内村	229	76
大熊町	617	249
双葉町	396	89
浪江町	1,190	396
葛尾村	223	83
新地町	673	414
飯舘村	694	319
合計	12,671	7,123

イ 犬苦情処理状況

犬に関する苦情件数は189件で、「放浪犬」、「迷い犬」、「放し飼い」など飼い主の適正管理の不徹底による苦情が多いため、飼い主に対する適正飼育の指導を行った。また、平成24年度の捕獲頭数は119頭であったが返還頭数は42頭（35.3%）で、前年度と比較して返還率が増加しているものの、飼い主の無関心さ、動物愛護精神の低さが見受けられることより一層の啓発を行っていく必要がある。（表7）

表7 犬苦情処理件数(平成24年度)

放し飼い	20
捨て犬	3
迷い犬	59
放浪犬	63
野犬	4
家畜・田畠等の被害	0
咬傷等の危険性	4
臭気、蠅等	0
啼声	13
脱糞	5
その他の	18
合計	189

ウ 咬傷事故に対する措置状況

飼い主の不適正な管理などによる咬傷事故は5件発生し、被害者は5名であった。

飼い主に対し適正管理を指導し再発防止を図った。

エ 不用犬・ねこの引取

犬の引取は、子犬が登録犬を上回っており、また、ねこでも成ねこよりも子ねこが極端に多いことから、去勢・避妊手術等の普及啓発とあわせて終生飼養のさらなる指導が必要である。

(表8)

表8 不用犬・ねこの引取状況

犬	合計
登録犬	11頭
子犬	7頭

区分	所有者あり	所有者不明	合計
成ねこ	2匹	19匹	21匹
子ねこ	20匹	240匹	260匹

オ 警戒区域内のペット動物保護

県内他保健福祉事務所等の応援を受け、警戒区域内に取り残された被災ペットの保護活動を実施した。

累計実績：犬450（うち返還152）頭、ねこ526（うち返還153）匹

カ 飼い犬のしつけ方教室

飼い主及び飼い犬が社会的マナーを身につけることを目的に、例年、開業獣医師及び動物愛護ボランティア登録者の協力を得ながら、飼い犬に関する法令、生理、行動、健康管理等の学科講習と実技講習を内容とした「飼い犬のしつけ方教室」を開催している。

平成24年度は、震災の影響により実施することができなかった。

(2) 動物愛護思想の普及啓発

ア 小学校への獣医師派遣事業

例年、動物を愛護する気風を招き、生命尊重や友愛など情操面の涵養を目的に、小学校へ獣医師を派遣して、小学校で飼育しているウサギ、ニワトリなどの飼育方法を中心とした動物の生理・行動・健康管理等の教育、啓発及びふれあいを実施している。

平成24年度は、震災の影響により実施することができなかった。

イ 犬・ねこの譲渡事業

動物の虐待防止や適正な動物の取扱いを目的に、捕獲犬及び不用犬の譲渡事業を実施している。

なお、子犬については、社会性をはじめとする適応力を身につけるよう、可能な限り当事務所内において飼育した上で譲渡しており、犬50頭、猫6頭を譲渡した。

ウ 動物ふれあい訪問活動

動物とのふれあいは人に安らぎや潤いを与え、こころ豊かな生活を送る一助となる。特別養護老人ホームを保健所職員、動物愛護ボランティア登録者が動物と一緒に訪問し、人と動物とのふれあいの場を設け、お年寄りや心身に障害のある方々に精神面のケアとリハビリテーションの手助けを行っている。

平成24年度は、震災の影響により実施することができなかった。

エ 動物愛護ボランティアの養成及び支援

「人と動物の調和ある社会づくり」「快適で健やかな生活の実現」をめざすための事業として飼い犬のしつけ方教室を実施しているが、この教室の受講者から動物愛護に関心の高い方を募り、動物愛護ボランティアとして活動していただくため、「動物愛護ボランティア養成講習」を実施している。

これらボランティアの活動を円滑に推進するため「相双動物愛護ボランティア会」の活動について事務局として支援している。

現在は震災の影響により活動を休止している状態である。